

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設保安規定及び廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請に関する原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年5月31日（火）16時20分～16時55分
3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室 TV 会議により実施)
4. 出席者
  - (1) 原子力規制庁  
原子力規制部 研究炉等審査部門  
藤森安全管理調査官、加藤上席安全審査官、島村主任安全審査官、望月安全審査専門職、三好技術参与
  - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所 マネージャー 他6名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料  
資料：審査会合におけるコメント回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それではヒアリングを始めます。
0:00:03	まず、資料をご用意していただいておりますので、資料のご説明をお願いします。 ます。
0:00:12	福島です。それでは資料について説明させていただきます。
0:00:17	5月17日に開いていただきました審査会合におきまして、コメントを受けた部分、齋藤として作りましたので、内容を確認してください。
0:00:28	まず一つ目に、施設管理の有効性評価を、品質マネジメント活動の一環として実施していることについて、これまでの実績はあるのかというような質問がありました。
0:00:41	それについては、保安規定において示しています品質マネジメントシステム文書、
0:00:48	こちら一覧になってるんですけども、その中に現象科学研究所、保全有効性評価要領というのがございまして、
0:00:56	それに基づいて施設管理の有効性評価を実施しているというところになります。
0:01:06	こちらが実際に使ってる要領になっております。公開文章という形ではないことで紹介ということになるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:16	資源化件書としてのですね、保全有効性評価の有無というものを作って対応しているということになります。
0:01:26	はい。越野。
0:01:28	うちの方を見ていただくと、基本的には保全有効性評価と、活動の原稿ということですね。
0:01:37	そちらの方が主な内容になってるんですけども、ボツの方に政府管理の有効性評価っていうものがございまして、そちらで対応してるということに、
0:01:58	はい。こちらが内容になるんですが、施設管理の有効性評価はということとで、
0:02:03	施設管理実施計画の期間ごとに実施しているということになります。
0:02:09	内容ですが、課長は、市保全有効性評価の結果及び施設管理目標の達成度から、
0:02:17	手術管理の有効性評価を実施し、その結果を様式に記載するということとで、
0:02:23	さしていただきまして、その井川間の上に上げていく内容がそれぞれ書いてあるってことになりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	保全有効性評価の中にですね、ガイドで求めるようなところが、
0:02:37	まとまっております、それと目標の達成度、こちらの見比べた結果から、有効性の評価を行っているということになっております。
0:02:48	一つ目の質問に対する回答は以上になります。
0:02:54	二つ目です。補修管理の募集結果の報告先の適正化について、変更後の文章では、報告先が明確ではないということで、
0:03:04	主なコメントとして2点いただきました。
0:03:08	各課長が、それぞれバックエンド技術部長、法務技術部長及び放射線管理部長の三名に報告をするというふうにしてしまうと、その意見と、
0:03:18	もう一つが、炉主任を確認したことだけを報告すればいいように見えてしまうということをコメントを受けまして、記載を修正することにいたします。
0:03:30	次のページに、別紙1として参照をつけたんですけども、
0:03:37	3段表としまして、
0:03:41	今回申請人挙げました、変更前と変更後は左から二つ並んだものに対して、今回コメントを受けて変更後のファンとして考えたのが一番右側の
0:03:53	補正モードというもので記載したものになっています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:56	一つ前にありました各課長が、それぞれの部長に上げてしまうというよ うな読み方を、
0:04:05	というようなことが起きないようにですね、
0:04:08	うん。
0:04:09	課長と、部長が一つの部署に入ってる。
0:04:14	部分については、それぞれで国をつけるとよいうということで、放管学園 土偶のカトウ部の繋がりをそのまま記載したものと、
0:04:24	公務と交換それぞれが、カトウ部の繋がりをつけたものとなっております。
0:04:32	2項と3項は、もともと定義事業者検査と、修理改造計画と主要な事業 者検査ということで分けましたが、
0:04:43	これについてはそのままということで、今回させていただければと考 えております。
0:04:48	もう1点ですね、炉主任の確認結果がそのまま報告に載ってしま うのではないかということを受けまして、
0:04:56	この結果については、検査結果というような記載ですね、明確にし て、対応させていただければということで入れており、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	審査会合でいただきましたコメント 2 点については以上になりまして、 次のページには、周辺監視区域境界の変更についてということで、
0:05:18	江藤 G の大井。
0:05:21	小原、今までの今後の対応までですね。
0:05:25	どのような点でやるのかっていうのをまとめた資料になっております。
0:05:30	概要としまして、現象科学研究所の隣接事業所である日本原子力発電の 東海第 2 発電所は、平成 30 年 9 月 26 日付けをもって、
0:05:43	同発電所の規制、新規制基準適合性確認に係る原子炉設置変更許可を受 けたと。
0:05:50	原電は、
0:05:51	同許可において、高台への緊急時対策所等の設置、防潮ての設置等を行 う方針として、
0:06:00	延焼機構は、日本原子力発電による、
0:06:03	原科研敷地の、
0:06:05	利用に係る覚書に基づき、用地として、原子力科学研究所の敷地の一部 を対応し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:13	原電の工事進捗に合わせて、敷地境界及び周辺監視区域境界を見直すこととした。
0:06:19	また、原電防潮での工事に伴い、作業エリアの一部が周辺監視区域境界と干渉することから、一時的に半焼しない位置へ、周辺監視区域境界を、
0:06:32	しました。
0:06:33	周辺監視区域変更の全体計画としまして、原電の新規制基準適合のための工事進捗に合わせて4回に分けて、周辺監視区域を変更すると。
0:06:45	先行の都度、周辺監視区域の柵等を設置する必要があることから、
0:06:51	会員に分けて変更する必要があります。
0:06:55	また、あわせて原子力科学研究所減収施設保安規定及び核燃料物質使用施設を保安規定に定める周辺監視区域図を変更。
0:07:08	下の表が、その回数に対しての
0:07:15	変更時期と、対象区域と変更理由と、関連する工事の時期ということで、以前出したものに対して関連する工事の時期というものを追加したC故障としました。
0:07:28	1回目のところでは、変更の時期が、では2-2年の2月ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:34	包丁てんの、南側の交付東方水路のエリアについてですね。
0:07:41	包丁て工事に伴う変更としまして、工事、
0:07:46	やりましたが、工事の開始時期が令和 2 年の差ということになる。
0:07:52	2 回目に関しましては令和 2 年の 10 月に対象区域高台として、
0:07:58	こちら緊急時対策所の設置に伴う、河内の
0:08:02	工事開始が、同じく令和 2 年の 11 年やりました。
0:08:07	3 回目はですね、ええわよね 3 月末についてさしていただいているんですけども、防潮底の部分西側の区間ということで、
0:08:18	A、
0:08:19	先週ですね、見ていただきました防潮庭の設置に伴いまして、新しくで 新設道路の工事を行っております。
0:08:27	これが終了したのが令和 4 年の 2 月ということで、これ、
0:08:32	今お願いしてるというところに今、
0:08:34	4 回目はですね、包丁ての工事完了ということで、一番最初の 1 回目の ところで広げた
0:08:44	変更したエリアですけども、こちらを勘定に伴って復旧するということ で、工事完了が令和 6 年の 9 月を予定しておきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:08:55	こちらはですね、東海第2発電所の
0:09:00	保安規定の変更申請に合わせた申請となりますので、の状況によっては ですね、変更の時期を見直すことがあるかもしれません。
0:09:10	ああいったところで、4日に分けて申請させていただいたものとなっております。
0:09:16	資料については以上になります。
0:09:20	はい。規制庁嶋村です。それでは、確認事項ありましたらお願いします。
0:09:29	すいませんシマムラですけれども、最初の
0:09:36	有効標高マネジメント活動の一環として実施してるって。
0:09:41	ということなんですけど実績を聞いてるんで例えば
0:09:46	さっきのこの要領に基づいて、
0:09:51	何かキ口食うとか何か作るってさっき出てたと思うんですけど、何かその記録の1例か何か示して、
0:10:01	もらえば、
0:10:02	いいと思うんですけども。
0:10:07	我々活動として、記録は作ってるんですけども、ここをね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:12	紹介するという事は公開文書になるということですね。
0:10:16	この検層トーク。
0:10:18	今のところまだ、
0:10:20	どのようにしたらいいのかなというのがございまして、要領の方で説明 させていただいたというものになっております。
0:10:29	これが実施時期が、施設管理実施計画に基づいてやるということですが れども、これでほぼ年に1度というようなところで活動していると考え ていただければよろしいかと思います。
0:10:49	資料は公開できないのであれば
0:10:54	できないのであればそれは
0:10:59	そのようにしますけど、それからマスキングをするとか、
0:11:06	あると思うんですけども、
0:11:39	はい。
0:11:40	ですね、記録の方は、規制検査の中で確認をいただいているというところ ですね。
0:11:48	ご了承いただければと思います。
0:11:53	規制権、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:10	規制検査の結果って何かもう、
0:12:13	公開されてる。
0:12:21	いや、規制庁藤森ですけど、別に検査記録まではいいんですけど、一応、これまでちゃんと10回以上やっていて、単に
0:12:33	明確化のための、その保安規定の変更なんだっていうのがわかるように一応ちゃんとやってましたっていう実績をですね、会合で求めていたんで年1回やってるってことだったら、
0:12:45	何年何月何年何月とか、その実際やった実績だけでもいいので、この資料上、いつやったっていうところは、
0:12:54	示してもらいたいんですけど。
0:13:00	しらの資料にまとめてですね、外出しします。よろしくお願いいたしますます。だからここに追記してもらえばいいので、実績、
0:13:10	として、何年何月何年なんかずっと
0:13:14	書いてもらえばいいので、それ、それでいいですか。
0:13:18	原科研フクシマです。
0:13:21	わかりました。そちらのこのように、資料の方にまとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:29	はい、規制とシマムラです。
0:13:31	それから、次 2 番目の、
0:13:34	報告。
0:13:38	さっきの話ですけれども、これはあれですか。第 3 点。
0:13:46	について別紙 1 で紹介されてるんですけど、他の園も、
0:13:51	同様に、
0:13:54	変更するということよろしいですか。
0:14:01	今回提出させていただいているのは、第 3 点を例に挙げておりますけれども、他の施設へ同様な変更をかけようとしたところはすべて同様な変更をかけたいと考えております。
0:14:15	はい。
0:14:27	はい。
0:14:29	2 番目についてはよろしいでしょうか。
0:15:08	はい。
0:15:10	それでは三つ目の周辺監視区域、
0:15:15	境界の変更ですけれども、
0:15:19	これについて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:20	ですが、
0:15:25	規制庁嶋村ですけれども、この3回目のところは、
0:15:31	1回目2回目は
0:15:35	Gはい。
0:15:37	保安規定の変更。
0:15:41	が終わって、工事が開始されるってそういう順番なんですけど。
0:15:47	す。
0:15:49	3回目は
0:15:52	新設道路工事が
0:15:57	終わって
0:16:00	この保安規定が変更されたという、
0:16:04	ことなんですけど、ここは何か順番が逆に、
0:16:09	なってるんですけど、ここだけ何か、
0:16:13	逆になる理由っていうのは、
0:16:16	あるんでしょうか。
0:16:20	が元フクシマです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:22	1回目2回目に関しましては、変数が設置しているエリアをですね、工事のために使うということで、この変数を移設しないと工事が始められないということになるんですけども、
0:16:36	3回目に関しましては、
0:16:38	今まで松林だったところが周辺監視区域の境界となりますので、
0:16:44	そこに新しく道路を作ってもらってからじゃないとですね、周辺監視区域として分けられないということで、工事後に行うというような、
0:16:54	ことになります。
0:16:57	以上です。
0:17:01	うん。なるほど。だからこれが、そういうこと。
0:17:05	原電さん側で
0:17:09	工事、この新設道路っていうのを作ってる。
0:17:14	くれて、
0:17:15	それが終わってからじゃないと、
0:17:20	この周辺監視区域のフェンスとかの設置ができないという、そういうことですか。
0:17:28	原子力科学研究所のアワでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:31	フクシマの前にこの件、担当しておりましたのでちょっと追加で補足させていただきます。
0:17:39	ここのですね今度切り替える。
0:17:42	区域内、
0:17:44	審査会合資料で色を塗った区域ですねここにですね、原科研の喜多地区と呼ばれる
0:17:52	廃棄物の保管廃棄施設、あと、3号炉の使用済み燃料の乾式貯蔵施設がございまして、
0:18:01	そこへアクセスする道路がこの
0:18:05	新たに
0:18:07	この色を塗っていた区域を通っていたんですが、
0:18:11	ここを原電が、
0:18:14	現在の膨張てとかですとこの道路が使えなくなると。
0:18:18	で、道路、この区域の外側をなぞるようにつけかえ膨張て迂回するようにつけかえる必要があると、迂回し、
0:18:29	するのに伴って、その膨張ての内側というのは、抗原加減じゃ管理できなくなりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:36	原科研の支援監視区域から外すと。
0:18:40	ということになります。なので一番最初にその通るための道路を限度に作っていただかないと、迂回路を作っていただかないと、区域が切り換えられなかったというものでございます。
0:19:13	もしお手元に前回の審査会合資料がございましたら 15 ページの方に、ちょうど図が載っている通り、
0:19:27	元の膨張で、
0:19:29	がですね。
0:19:32	変更前の周辺監視区域境界を跨いでいる状況があることございます。
0:20:06	毎日
0:20:08	見て、
0:20:12	あ、
0:20:14	岡井坂です。
0:20:16	はい。
0:20:17	ちょっと目に、寺下。
0:20:28	今ちょうど
0:20:30	共有させていただきまして、もうちょっと拡大してもらって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:36	道路の位置をちょっと示して、
0:20:43	ちょっとわかりぐらいいですけどそこにですねちょっとすごく線が見えてるかと思いますがこれが
0:20:51	鴫田地区へ向かうためのアクセス道路でございました。
0:20:56	ここに防潮底ができてしまうので、この道路が使えなくなるので防潮低の言葉を迂回するように道路を今度付け加えると、
0:21:05	つけかえる道路ができないと、この境界が切り換えられないと、境界切替内藤元の膨張低下工事できないという順番になってございます。
0:21:17	はい。
0:21:18	はい規制庁シマムラセ。
0:21:21	入るから
0:21:23	この今回3回目の順番としては
0:21:28	まず、新鵜飼口ガー作って、その次に
0:21:34	周辺監視区域を変更して、
0:21:37	それが終わったら今度、
0:21:40	原電の傍聴でも、施工できるようになるという、そういう、
0:21:46	こと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:48	でよろしいですか。
0:21:52	間違いございません。はい。
0:21:57	わかりました。
0:22:08	はい。その他、
0:22:10	よろしいでしょうか。
0:22:12	規制庁の加藤です。1点ちょっと確認をさせていただきます。3ページ目の 周辺監視区域の境界の変更のところの一番下にですね、
0:22:24	*があって、東海第2の保安機器の申請と合わせて申請となるためって いうふうにあるんですけど、これ、要するに東海第2の方も、
0:22:36	保安規定をこうやって複数回に分けて変更しているっていう理解でよろ しいんですか。
0:22:46	原子力科学研究所のアワでございます。
0:22:51	これはですね
0:22:53	ちょっと新過去の審査会合資料でお示ししたかもしれませんが
0:23:02	傍聴で南側工区と書かさせていただいている場所ですねここはですね、 ちょうど原電の周辺監視区域境界も兼ねていまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	ここの境界を切り替えるためには両者の保安規定を一斉に施行する必要があるというものでございます。
0:23:25	ですので原電も複数回、この南川工区というところが出てくる時は一緒に申請してございます。
0:23:33	わかりました。
0:23:35	ありがとうございます。
0:23:46	はいその他よろしいでしょうか。
0:23:49	規制庁藤森ですけど確認ですけど
0:23:53	工事ごとに、
0:23:55	元J Aの方で柵を作ってるんですか。
0:24:05	はい原子力科学研究所名和でございます。
0:24:09	本件、元年度の都合ということで限度の方で策を作っていたございます。
0:24:18	1回目も2回目も3回目も、
0:24:21	県連の方で、
0:24:23	柵を作り直していて、
0:24:26	そのパクが作り終わった後に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:31	変更をかけてると。
0:24:35	ということですかね。
0:24:37	はい。原子力科学研究所名和でございます。柵ができた段階で公安規程を施行するというものがございます。
0:24:45	ちょっともう1回確認ですけど1回目2回目3回目。
0:24:50	このタイミングで原燃も、
0:24:53	保安規定変えてるんですか。
0:24:57	原子力研究所のアワでございます。原電と一緒に切り替えるというのは
0:25:05	包丁で南側工区に関わる場所ですので1回目は一緒でございます。
0:25:13	2回目3回目についてを切り替える協会がですねすべて原科研、
0:25:20	単独の協会ですので特にここは原点の保安規定は切り替える。
0:25:25	変更はございません。
0:25:30	4回目が同じ南側工区がございますので一緒に切り換えてございます。
0:25:41	例えばその二階名は、
0:25:45	緊急時対策エリア設置のために結構
0:25:50	健全側の
0:25:52	敷地が広がっ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:55	てるけど、元の周辺監視区域は、
0:25:59	もっと広いっっちゃうことなんですか。
0:26:03	この原電 68 区域と原価、J A の下、周辺監視区域は共有してなくっ て、
0:26:11	違う区域だっちゃうことですか。
0:26:15	はい。原子力科学研究所のアワでございます。原電の周辺監視区域と、
0:26:22	原子力機構原科研の周辺監視区域境界は兼ねてるところがございます。
0:26:32	うん。ですので先ほどご理解いただいた通り高台に関しましてここはも ともと原電の支援監視区域、
0:26:42	ないし、河内区域内だったので、そのときは、
0:26:47	特に現店舗の保安規定については変更していないと、いうふうに思っ ます。
0:27:00	ここはどんな、
0:27:04	兼ねてるところのその周囲人の立ち入りリーの管理っていうのは、両者 でやってるってことですか。
0:27:16	はい。原子力艦研究所名和でございます。ご理解の通りでございます て、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:22	両者で
0:27:24	この周辺監視区域境界供試部分の管理について覚書を交わしまして管理を行ってございます。
0:27:45	そうかそもそも元JAの敷地と、
0:27:49	県、県連の敷地。
0:27:53	協会、
0:27:55	藤周辺監視、
0:27:57	区域境界、
0:27:58	が、なんちゅうか
0:28:03	両者であれか、量、
0:28:05	記者で管理していて、
0:28:08	なかなか内側だけその経営と、
0:28:11	健全で、
0:28:14	管理するところが違うというのも何か、
0:28:18	わかりますけどねな。そこは何か一緒でも、
0:28:21	どうせ一緒にすんだったら一緒でもいいような、
0:28:25	もともとの本当の入口って、道路外側のその本当にね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:31	道路に一般報酬が、
0:28:34	立ち入るようなところの境界であって、
0:28:37	そこで管理されてれば後な中身的なところをその原電とる。
0:28:43	協会ってあんまり、
0:28:45	両者でその入口で管理してるんだったら、
0:28:48	そんな意味ないような気がするんですけどそこは明確に何か分ける必要が。
0:28:54	あるんですかね。
0:28:58	はい。原子力科学研究所名和でございます。
0:29:02	ここに関しましては
0:29:04	例えば、前回の高台の切り換えの部分ですねこの、周辺監視区域境界としては従前は、原科研の周辺監視区域、かつ、
0:29:15	原電どんどん周辺監視区域であったものを原電との単独、
0:29:21	で管理する区域にすると。
0:29:23	で、これのバックグラウンドとしては、元年度のですね、P P上の区域ですね、そういうものが、
0:29:34	関係してくると聞いてございます。詳細についてはそういう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:39	P P上のものがありまして詳細なラインについては、ちょっと手持ち、 今ございませんけど、
0:29:45	限度単独で管理する必要がある区域を広げるというものでございます。
0:29:57	そう。
0:30:04	やっぱりその差くうの、
0:30:07	設置に伴って4回やる必要があるっっちゃうことなんですかね。
0:30:22	はい原子力科学研究所のアワでございます。
0:30:26	衛藤。
0:30:28	我々としても複数回に分けて手続きとるのは、やはり
0:30:33	ロープがあるものですのでできるだけ回数を減らしてという話は原電殿 とはしたんですが、
0:30:39	結局、4回になったというのが実情でございます。
0:30:53	うん。
0:31:29	わかりました。はい。
0:31:39	はい。その他、よろしいでしょうか。
0:31:50	機構さんの方から何かございますか。
0:31:58	原科研フクシマです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:32:00	先ほどですね、
0:32:03	実績について、年に1回というところで説明したところであるんですけども、
0:32:09	定期事業者検査をずっとやって、
0:32:13	ずっと時間
0:32:14	新規性基準の対応でやってる中で、それが一つの機関として見て、千原薄井の場合見ていましたので、
0:32:24	おおよそ始まってから2年っていうところであったんですけどもこれ、
0:32:28	一度確認させてください。定期事業者検査一つ通して11回というところでやっている可能性がありますので、この点だけ修正させてください。
0:32:39	はい。
0:32:42	はい。その他よろしいでしょうか。
0:32:47	はい。それでは本日のヒアリングをこれで終了します。
0:32:52	はい、どうもありがとうございました。
0:32:55	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。